

京都市告示第318号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年11月9日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
洛北第三経 24号線	左京区岩倉幡枝町429番地地先から 同町422番地の2地先まで	メートル 62.20	メートル 4.00 ~ 5.30
久世高田6 号線	南区久世高田町376番地の5地先から 同町376番地の1地先まで	157.00	12.00 ~ 22.05
羽束師緯143 号線	伏見区羽束師古川町647番地の16地先から 同町630番地地先まで	142.60	6.00 ~ 12.10
羽束師緯144 号線	伏見区羽束師古川町647番地の7地先から 同町584番地地先	358.2	6.00 ~ 9.10

(建設局土木管理部道路明示課)